

輸出産地形成・育成に向けた フラッグシップ輸出産地 の募集を開始します

フラッグシップ
輸出産地
とは？

海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定します

目的・概要

「フラッグシップ輸出産地」として認定された産地は、これから輸出に取り組む産地の手本として、その取組を横展開することで、輸出産地の形成を促進します。また、認定された「フラッグシップ輸出産地」に対しては、その更なる拡大・発展を後押しする支援を行います。

産地選定
基準
(裏面参照)

次に掲げる要件（1）～（3）のすべてを満たしていること

- （1）輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること
- （2）一定の量又は金額の輸出実績があること
- （3）サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出を行っていること

産地認定
のメリット

農林水産省

認定証授与



認定フラッグシップ輸出産地に対し、大臣認定証を授与

GFPによる支援（主な例）

トップランナー会合の開催



認定フラッグシップ輸出産地を集めた交流会の開催

認定産地の情報発信



GFPウェブサイト等を通じた国内外への情報発信

海外バイヤーとのマッチング



海外バイヤー招へい
産地ツアー・商談会の実施

※その他にもさまざまな支援策を検討中

募集期間

2024年4月19日(金)～2024年5月31日(金)

- ・選考にあたっては、選定基準（裏面）をもとに総合的に判断いたします
- ・結果については、応募時にご登録いただいたE-mailアドレスへお送りします

応募用HPはこちら



応募様式に必要事項を記載の上、webフォームよりお申込みください

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/flagship_yusyutsu.html

※GFP未登録の方は公式ページ(裏面QRまたは<https://www.gfp1.maff.go.jp/>)よりご登録をお願いいたします。

フラッグシップ輸出産地（農畜産物）の選定基準

要件	詳細
①輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出	<ul style="list-style-type: none">対象とする輸出先国・地域の規制※1・ニーズ等※2に対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること <p>※1:輸出先国が求める動植物検疫の規制や残留農薬基準値、衛生管理への対応等 ※2:有機栽培やGAP等の認証や相手先国バイヤーの要望に応じた品種の輸出、鮮度保持技術の導入等</p>
②一定の量又は金額の輸出実績	<ul style="list-style-type: none">以下に示す一定量又は金額の輸出実績があること <p>青果物：直近1年間の輸出額が3,000万円以上 米：直近1年間の輸出量が1,000t以上 茶：直近1年間の輸出額が10,000万円以上 花き：直近1年間の輸出額が2,000万円以上 牛肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上 豚肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</p> <p>鶏肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）※3 鶏卵：直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※3 牛乳乳製品：直近1年間の輸出量が100t以上</p> <p>※3:シンガポール・EU向けについてはより高度な基準を満たす必要があるため、実際の輸出量に10を乗じた数量を上記の選定基準と比較するものとする</p>
③サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出	<ul style="list-style-type: none">2年以上継続的に輸出に取り組んでいること上記期間中いずれかの年に2か国（地域）以上に輸出を行っていること

※ 応募要件の詳細は、フラッグシップ輸出産地選定実施要領をご確認ください。

理念

～Place the flag seen from the world（世界へ向けて旗を立てる）～
海外で日本産の農林水産物を求めている人がいる

それはなぜか？
おいしいから、健康的だから、新鮮だから、安全だから、
美しいから、多種多様だから、等々
きっとそういうところに魅力を感じている

それを作っているのは誰か？
日本にはクラフトマンシップあふれる生産者がたくさんいる
古来から四季や風土に根ざし、愛情込めて丁寧に
海外の人に食べてもらいたいと思って作っている

そういう人たちを海外の人に紹介したい
産地もそれを望んでいる

そういう思いを胸に仲間たちと輸出に取り組む旗手となる産地、
それがフラッグシップ輸出産地

問
合
せ
先

農林水産省 輸出支援課 輸出産地形成室



gfp@maff.go.jp

☎ 03-6744-7172



GFP公式ホームページ
<http://www.gfp1.maff.go.jp/>



公式Facebookページ
<https://www.facebook.com/maff.gfp/>

